入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年８月１日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　奥脇　郁夫
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　海老名南ジャンクションＡランプ第二橋他５橋（下部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所　自）神奈川県海老名市中野
至）神奈川県海老名市門沢橋
⑷　工事内容　本工事は、橋梁下部工（６ヵ所－延長約1,200m）を含む延長約1,500mの土木工事である。
⑸　工事概算数量
橋梁下部工　６ヵ所―1,166.7m
海老名南ＪＣＴ・Ａランプ第二橋―335.9m
海老名南ＪＣＴ・Ａランプ第三橋―321.8m
海老名南ＪＣＴ・Ｂランプ橋―119.0m
海老名南ＪＣＴ・Ｄランプ第二南橋―130.0m
海老名南ＪＣＴ・Ｄランプ第二北橋―98.0m
海老名南ＪＣＴ・Ｇランプ橋―162.0m
橋脚　23基
橋台　３基
基礎工　約13,000ｍ（場所打ち杭：φ1,000㎜～1,200㎜）
盛土工　約30,000㎥
⑹　工期　契約締結日の翌日から960日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約29,000㎥
鉄筋　約4,500ｔ
型枠　約8,600㎡
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑽　本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると東京支社長に認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　競争参加資格要件
①　単体の場合　「土木工事」において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　「土木工事」において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けたものを除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者
㋐　同種工事（下記(a)及び(b)を必要とする。）
(a)　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）15m以上のコンクリート橋脚を新設した工事
(b)　オールケーシング工法により施工した杭長35m以上の場所打ち杭を含む、場所打ち杭を250本以上施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外
㋐　同種工事（下記(a)及び(b)を必要とする。）
(a)　コンクリート橋脚を新設した工事
(b)　オールケーシング工法により施工した杭長35m以上の場所打ち杭を含む場所打ち杭を100本以上施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。
①　専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。
ただし、同種工事の項に掲げる各工事の実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工事の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
㋐　同種工事（下記(a)及び(b)を必要とする。）
(a)　コンクリート橋脚を新設した工事
(b)　オールケーシング工法により施工した杭長20m以上の場所打ち杭を施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）